

(2) 部活動における専門スタッフの活用状況

【制度の概要等】

(部活動指導員の制度化に至る経緯)

中央教育審議会は、チーム学校答申において、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校教育活動の一環として、大きな意義や役割を果たしている一方で、教員が部活動に関わる時間が長時間になっている、部活動を更に充実させていくためには地域のスポーツ指導者等の参画を得ていくことが重要であるものの、部活動の指導者や顧問に関するルール等については全国的な基準がないといった現状があるとしている。そこで、「国は、学校が、地域や学校の実態に応じ、部活動等の指導体制を整えることができるよう、教員に加え、部活動等の指導・助言や各部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことを職務とする職員を部活動指導員（仮称）として、法令上に位置付けることを検討する」、「教育委員会は、部活動指導員（仮称）配置の効果が十分に上がるよう、学校の部活動指導の方針や計画等を踏まえ、具体的な配置を検討することが重要である」としている（資料 3-(2)-①）。

(部活動指導員の職務や規則等の整備)

文部科学省は、チーム学校答申を受けて、平成 29 年 3 月に学校教育法施行規則の一部を改正し、部活動指導員の職務規定を新設した（同年 4 月 1 日施行）。同規定では、「部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」（注）とされている（学校教育法施行規則第 78 条の 2）（資料 3-(2)-②）。

学校教育法施行規則の一部改正に合わせ、文部科学省が教委等に対し通知した「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成 29 年 3 月 14 日付け 28 ス庁第 704 号スポーツ庁次長、文化庁次長及び文部科学省初等中等教育局長通知）では、「学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備すること。当該規則等には、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬や費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する事項等必要な事項を定めること」とされている（資料 3-(2)-③）。

また、部活動指導員の職務として、①実技指導、②安全・障害予防に関する知識・技能の指導、③学校外での活動（大会・練習試合等）の引率、④部活動の管理運営（会計管理等）、⑤保護者等への連絡、⑥事故が発生した場合の現場対応などを例示するとともに、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができるとされている。

さらに、部活動指導員は、部活動顧問や部活動を担当する教員と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うことで連携を図ることとされている。

（注） 本規定は、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部及び高等部にも適用される（学校教育法施行規則第 79 条の 8 第 2 項、第 104 条第 1 項、第 113 条第 1 項、第 135 条第 4 項及び第 5 項）。

(部活動の在り方に関する方針・計画)

スポーツ庁は、平成 30 年 3 月に、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、部活動指導員の積極的な任用等を盛り込んだ「運動部活動の在

り方に関する総合的なガイドライン」(以下「運動部活動ガイドライン」という。)を策定した(資料3-(2)-(4))。一方、文化部活動に関しては、当面、文化部活動の特性を踏まえつつ、運動部活動ガイドラインに準じた取扱いをすることとされていたが(資料3-(2)-(5))、平成30年12月に、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した(以下、これらのガイドラインを総じて「部活動ガイドライン」という。)(資料3-(2)-(6))。

部活動ガイドラインでは、都道府県は、部活動の在り方に関する方針を、市教委や学校法人等の学校の設置者は、設置する学校に係る部活動の方針をそれぞれ策定することが求められており、当該方針には、部活動ガイドラインで示した部活動における休養日及び活動時間の基準を踏まえて休養日や活動時間等を設定し、明記することとされている。

また、市教委や学校法人等の学校の設置者は、部活動指導員の任用・配置について、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置することとされている。

(部活動指導員の配置に係る国の支援)

文部科学省は、平成30年4月から部活動指導員の配置促進事業を実施しており、中学校における部活動指導員の配置人数及び配置校数について、平成30年度予算積算上は4,500人(1,500校)とし、令和元年度予算積算上は9,000人(3,000校)に拡充することとしている(資料3-(2)-(7))。同事業の交付要綱(教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱)によると、国庫補助の要件は、公立中学校の設置者が、中学校において、教員に代わり部活動指導員を配置することを目的とする事業であって、①補助対象事業の実施主体である中学校の設置者が設置する中学校全体で、部活動ガイドラインを遵守していること、②部活動指導員を配置する部活動に限らず中学校全体で、部活動ガイドラインを遵守していることとされている(資料3-(2)-(8))。

なお、中央教育審議会は、働き方改革答申において、部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得るものであり、実施する場合には学校の業務として行うこととなるとした上で、顧問については、「学校職員として実技指導等を行う部活動指導員や外部人材を積極的に参画させることが重要である」としている(資料1-⑤(再掲))。

【調査結果】

今回、当省が調査対象とした17県教委、32市教委、81校(公立中学校64校及び公立高等学校17校)及び8私立中学校における①部活動指導員等の配置・活用に係る取組等、②部活動指導員の配置・活用に係る意見について調査したところ、次のような状況がみられた。

ア 部活動指導員等の配置・活用に係る取組等

(部活動指導員の任用・配置状況)

部活動指導員の任用・配置については、学校教育法施行規則の改正による部活動指導員の職務規定の施行が平成29年4月、国庫補助事業の開始が30年4月と、取組が始ま

って間もないが、今回調査対象とした 17 県教委及び 32 市教委における部活動指導員の任用状況を調査したところ、平成 30 年 11 月 30 日現在、任用している又は任用予定であるものは、13 県教委（76.5%）及び 21 市教委（65.6%）であった（図表 3-(2)-①）。

図表 3-(2)-① 教委における部活動指導員の任用状況（平成 30 年 11 月 30 日現在）

（単位：教委、%）

区分	県教委		市教委	
	教委数	構成比	教委数	構成比
部活動指導員を任用している又は任用予定である	13	76.5	21	65.6
任用していない（任用予定なし）	4	23.5	11	34.4
合計	17	100	32	100

（注）1 当省の調査結果による。

2 県教委における部活動指導員の任用状況は、県教委が設置する高等学校のみを対象としている。

また、今回調査対象とした公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校における部活動指導員の配置状況を調査したところ、平成 30 年 11 月 30 日現在、配置しているものは、それぞれ 23 校（35.9%）及び 8 校（47.1%）であった（図表 3-(2)-②）。

図表 3-(2)-② 学校における部活動指導員の配置状況（平成 30 年 11 月 30 日現在）

（単位：学校、%）

区分	公立中学校		公立高等学校	
	学校数	構成比	学校数	構成比
部活動指導員を配置している	23	35.9	8	47.1
配置していない	41	64.1	9	52.9
合計	64	100	17	100

（注） 当省の調査結果による。

なお、今回調査対象とした 8 私立中学校のうち、部活動指導員を任用・配置しているものはなかった。

（部活動指導員等の人材の確保）

前述のとおり、学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置することが求められており、文部科学省は、部活動指導員の配置を促進するために、国庫補助事業を実施している。

しかしながら、今回調査対象とした 17 県教委、32 市教委、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校からは、部活動指導員の人材の確保に当たって次のような課題があり、任用・配置に苦慮しているとの意見が聴かれた（図表 3-(2)-③）。

① 部活動指導員を任用・配置済み又は任用・配置予定の教委、学校からの意見

i) 担当種目に関する専門的な知識・技術と学校教育への深い理解を併せ持つ人材は

限られる。

- ii) 部活動指導員の候補者が指導可能な競技種目と、学校が必要とする部活動競技種目のマッチングが、必ずしもうまくいくとは限らない。
- iii) 活動時間、職務責任から部活動指導員となることをためらう者がいる。

② 部活動指導員を任用・配置していない教委、学校からの意見

- i) 部活動指導員にふさわしい人材を確保できる環境が整っていない。
- ii) 外部指導者に対して、部活動指導員を引き受けてくれるよう打診したが、自由に活動できるボランティアの立場で部活動に関わっていきたいとの意向で、引き受けてもらえなかった。

図表 3-(2)-③ 部活動指導員の人材の確保に当たっての課題

主な意見等
<p>(部活動指導員を任用・配置済み又は任用・配置予定の教委、学校からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中学校からは、「部活動指導員には、担当種目に関する専門的な知識・技術を有するだけでなく、学校教育への深い理解がある者が望ましいところ、そのような人材は限られる。また、単独指導や単独引率など、部活動指導員の責任は重い一方、設置要綱に規定されている時給単価は、例えばＳＣが 5,000 円であるのに対し、部活動指導員は職務に応じて 2,073 円～3,200 円である」との意見が聴かれた。・ 県教委からは、「部活動指導員は平日夕方や土日・祝日の勤務があり、人材に限られる」との意見が聴かれた。・ 市教委からは、「本市においては、各学校で部活動指導のできる人材を確保することとしているところ、部活動指導員の候補者が指導可能な競技種目と、学校が必要とする部活動競技種目のマッチングが必ずしもうまくいくとは限らず、人材を探すのに苦慮することがある」との意見が聴かれた。・ 県教委からは、「これまで外部指導者としてボランティア等で部活動指導に携わっていた者の中には、その指導や引率に責任が伴うことになる部活動指導員になることにハードルを感じる者がいる」との意見が聴かれた。・ 県教委からは、「単独指導や単独引率を可能とする部活動指導員を配置することにより顧問教員の負担が大きく軽減される反面、部活動指導員にとっては、その分、大きな責任を負うことになり、部活動指導員になることをためらう者もいる」との意見が聴かれた。・ 県教委からは、「今後も、外部指導者や教員退職者の中から一定数の部活動指導員を確保することができるが見込まれるが、更に部活動指導員を普及させていくためには、外部指導者や教員退職者から確保するだけでは不足するため、部活動指導員になるよう要請するに当たって候補者に示すリーフレットの提供を望む。また、部活動指導員の養成に効果的な研修会・情報交換会の開催を望む」との意見が聴かれた。 <p>(部活動指導員を任用・配置していない教委、学校からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市教委からは、「部活動指導員には、①生徒等の個人情報を保護してくれること、②勝利至上主義ではなく幅広い見地から部活動に携わってくれることが必要と考えているが、現時点では、そのような人材を確保できていない」との意見が聴かれた。・ 中学校からは、「市教委において、部活動指導員の人材は、学校が確保することとされている。当校は、当校の部活動で指導を行っている外部指導者に対して、部活動指導員を引き受けてくれるよう打診したが、自由に活動できるボランティアの立場で部活動に関わっていきたいとの意向で、引き受けてもらえなかった」との意見が聴かれた。

(注) 当省の調査結果による。

一方、部活動指導員を任用済み又は任用予定の 13 県教委及び 21 市教委の中には、人材バンクの活用や関係団体・企業への協力要請により、部活動指導員の人材の確保を図る取組を行っているものがみられた (図表 3-(2)-④)。

図表 3-(2)-④ 部活動指導員の人材の確保を図る取組を行っている事例

区分	内容													
<p>人材バンクを活用</p>	<p>中学校・高等学校の部活動や地域のスポーツ教室の指導者不足に対応するため、平成 28 年 6 月に運動部活動バンク及びスポーツサポーターバンク（以下本事例においては、併せて「人材バンク」という。）が設置され、下表のとおり、目的に応じたスポーツ指導者等が学校等に派遣されている。当該人材バンクについては、県教委から委託を受けた県体育協会が運営しており、県教委は部活動指導員等の外部人材の確保の手段として活用している。</p> <p>表 人材バンクの概要</p> <table border="1" data-bbox="375 497 1385 981"> <thead> <tr> <th>バンク名</th> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運動部活動バンク</td> <td>登録者</td> <td>運動部活動に特化したスポーツ人材バンクであり、学校等が求める運動部活動指導者の役割を担える人材が登録されている。</td> </tr> <tr> <td>登録者の役割</td> <td>① 日常活動から公式試合まで全ての指導を行う監督的な指導 ② 顧問をサポートし、生徒に技術的指導を行うコーチ的な指導 ③ 部活動の運営、顧問への助言等、アドバイザー的な指導</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スポーツサポーターバンク</td> <td>登録者</td> <td>スポーツ医・科学に特化したスポーツ人材バンクであり、学校等が求めるスポーツ医・科学を通じてスポーツを行う環境を整える人材が登録されている。</td> </tr> <tr> <td>登録者の役割</td> <td>① 生徒の健康管理の援助、スポーツ外傷予防、診断治療を行うスポーツドクター ② 生徒のコンディショニング、リハビリを行うアスレティックトレーナー ③ 女子部員の特性に対応し、環境づくりを目指すやまとなでしこプロジェクトの推進</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>県教委は、人材バンク設置の効果について、競技ごとに専門知識や技術を持った人材をプールしておくことができること、人材バンクで人材について認定するため、一定のレベルを持った人材を派遣できることから、学校や顧問は信頼して指導を任せられることができるとしている。</p> <p>人材バンクに登録できる指導者は、①県体育協会が推薦した者、②県教委が推薦した者、③競技団体が推薦した者、④学校長が推薦した者、⑤日本体育協会等の公認指導者、⑥外部指導者経験者、⑦教員免許保有者、⑧登録認定研修会受講者の 8 項目のうち二つ以上を満たす者であり、当人の申請を受け県体育協会が認定し、人材バンクに登録した上で、指導を依頼する依頼者とマッチングを行っている。指導者は、3 回程度の試行指導を行った上で依頼者と正式に契約を取り交わし、活動を行う。活動における謝金等については指導者及び依頼者の希望を基に、マッチングにより決定する。また、部活動指導員・スポーツエキスパートにおいても、人材バンク登録指導者を活用している。</p> <p>人材バンクには、平成 30 年 9 月 26 日現在で 256 人が登録されており、登録人数が多い競技は、卓球 (28 人)、サッカー (27 人)、弓道 (25 人)、バレーボール (23 人) などであるが、登録者がいない競技 (軟式野球、相撲等) もある。県教委は、人材バンクに登録され、県内の公立高等学校で活動している者は平成 30 年 9 月 26 日現在で 114 人 (部活動指導員が 4 人、スポーツエキスパートが 109 人、ボランティアによる指導者が 1 人) としている。</p> <p>県教委は、まだ人材が少ない競技があるため、人材バンクへの登録人数を更に増やす必要があるとし、ホームページの開設、各校へのパンフレットの配布、県内の校長会での案内により、人材バンクの周知を行うとともに、今後、競技団体とも連携し、学校が求める指導者を人材バンクに登録することで、人材バンクの更なる活用を図りたいとしている。</p>	バンク名	項目	概要	運動部活動バンク	登録者	運動部活動に特化したスポーツ人材バンクであり、学校等が求める運動部活動指導者の役割を担える人材が登録されている。	登録者の役割	① 日常活動から公式試合まで全ての指導を行う監督的な指導 ② 顧問をサポートし、生徒に技術的指導を行うコーチ的な指導 ③ 部活動の運営、顧問への助言等、アドバイザー的な指導	スポーツサポーターバンク	登録者	スポーツ医・科学に特化したスポーツ人材バンクであり、学校等が求めるスポーツ医・科学を通じてスポーツを行う環境を整える人材が登録されている。	登録者の役割	① 生徒の健康管理の援助、スポーツ外傷予防、診断治療を行うスポーツドクター ② 生徒のコンディショニング、リハビリを行うアスレティックトレーナー ③ 女子部員の特性に対応し、環境づくりを目指すやまとなでしこプロジェクトの推進
バンク名	項目	概要												
運動部活動バンク	登録者	運動部活動に特化したスポーツ人材バンクであり、学校等が求める運動部活動指導者の役割を担える人材が登録されている。												
	登録者の役割	① 日常活動から公式試合まで全ての指導を行う監督的な指導 ② 顧問をサポートし、生徒に技術的指導を行うコーチ的な指導 ③ 部活動の運営、顧問への助言等、アドバイザー的な指導												
スポーツサポーターバンク	登録者	スポーツ医・科学に特化したスポーツ人材バンクであり、学校等が求めるスポーツ医・科学を通じてスポーツを行う環境を整える人材が登録されている。												
	登録者の役割	① 生徒の健康管理の援助、スポーツ外傷予防、診断治療を行うスポーツドクター ② 生徒のコンディショニング、リハビリを行うアスレティックトレーナー ③ 女子部員の特性に対応し、環境づくりを目指すやまとなでしこプロジェクトの推進												
<p>関係団体や企業に協力を要請</p>	<p>市教委は、部活動指導員の配置促進事業による国庫補助を受けつつ、部活動指導員を各校に配置していく予定としている。</p> <p>このため、市教委は現在、令和元年度以降の部活動指導員を確保する方策として、次のような取組を実施又は検討しているとしている。</p> <p>① 市体育協会の加盟団体等に対し部活動指導員制度の説明や今後必要とする部活動指導員の人数等を説明</p> <p>② 部活動指導員の母数 (候補者) を増やすために、部活動指導員の養成・育成プランに取り組もうとしている市内企業が開催する部活動指導員養成講</p>													

	<p>座を市教委として後援するとともに、担当指導主事を講師として派遣。また、同講座の修了者は、下記③の制度で、部活動指導員任用希望者として登録</p> <p>③ 平成 30 年度内に人材バンクのような制度（部活動指導員任用希望者の登録）を市が創設し、指導経験のある一般の市民をホームページ等で募集。また、年度内に退職予定の教員に対しても同様に登録を呼び掛け</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

このほか、17 県教委及び 32 市教委の中には、学校教育法施行規則で定められた部活動指導員には当たらないが、外部人材を活用した次のような取組を独自に実施し、部活動指導体制の充実と顧問教員の在校時間の削減につなげているものがみられた(図表 3-(2)-⑤)。

図表 3-(2)-⑤ NPO法人の人材を活用することにより部活動指導体制の充実と顧問教員の在校時間の削減につなげている事例

内容
<p>市教委は、部活動指導の充実と顧問教員の在校時間の削減を図るため、平成 30 年 6 月から、市立中学校 1 校の陸上部を対象として、NPO法人に部活動指導及び大会等への引率に関する業務の一部を委託し、その成果を検証するモデル事業を実施している。委託している業務の主な内容は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 委託業務は、原則土日・祝日に実施し、委託業務実施時間は、年間 200 時間とする。 ② 大会等への生徒の引率を行う。 ③ 部活動の実施に当たっては、生徒の出欠確認、健康状態の確認を行うとともに、使用する施設、設備、用具等の安全確認をする。 ④ 月ごとに部活動指導計画書を作成し、学校長及び教委に事前に提出する。また、活動日ごとに部活動報告書を作成し、速やかに学校長に報告する。 ⑤ 市が実施する部活動指導に関する研修会に参加する。 <p>また、上記モデル事業に係る仕様書には、事業者の責務として、信用失墜行為の禁止、業務上知り得た情報の秘密保持、事故発生時は学校危機管理マニュアル及び教委が作成した生徒指導資料に従い迅速に対応することなどが記載されている。</p> <p>市教委は、上記の目的を達成するためには、専門的な指導が可能な地域の人材を活用することが重要であるところ、委託先のNPO法人には地域の子供にスポーツの指導をしている者や現役時代に実業団等で活躍した者が所属していること、団体として指導に当たるため、複数の指導員（有償ボランティア）がそれぞれの専門性を生かした指導を行うことも可能となることから、当該NPO法人に所属する人材の活用により、地域の人材の一層の活用になるとともに、より効率的・効果的な部活動運営が期待できるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(部活動指導員等の活用)

部活動指導員は、教員の勤務負担の軽減や生徒への適切な部活動指導の観点から、単独指導及び単独引率を行うことができるとされている。

部活動指導員を任用済み又は任用予定の13県教委及び21市教委の中には、部活動指導員による単独引率を実施しやすい制度設計をしているものがみられた(図表3-(2)-⑥)。

図表 3-(2)-⑥ 部活動指導員による単独引率がしやすい制度設計をしている事例

内容
<p>県教委は、「県内で開催される大会に出場する際、離島在住の生徒は必ず宿泊を伴い、本土在住であっても、遠方の生徒は宿泊を伴うことが多いという状況があった。部活動指導員の引率に当たっては宿泊ができなければ配置の効果を発揮できないと考えたため、宿泊を伴う引率が可能な部活動指導員を令和元年度から配置する予定で準備を進めている」としている。</p> <p>その制度設計について、県教委は、「1日8時間を超える労働を禁止する労働基準法第32条第2項の遵守を前提に、宿泊を伴う引率が可能となる制度設計を労働基準監督署と協議し検討した。その結果、8時間を超えた場合の超過分の時間について平日は1時間当たり2,000円</p>

(1,600円(労働時間が8時間以内の場合の時給。以下同じ。)の1.25倍)を、休日勤務の場合は1時間当たり2,160円(1,600円の1.35倍)を支払うことと、宿泊施設滞在時(部活動指導終了後宿泊施設到着後から翌朝宿泊施設出発時まで)は本人との同意を得た上で、労働時間として捉えなくてもよいことを確認し、宿泊を伴う引率を行うことができる制度設計ができた」としている(宿泊施設滞在時に、生徒対応が必要となった場合には、時間外勤務として取り扱うこととしている。)

(注) 当省の調査結果による。

外部指導者は、学校教育法施行規則で定められた部活動指導員には当たらないが、文部科学省は、地方公共団体が外部人材の活用に関する規程を定めれば、外部指導者も単独指導及び単独引率ができるとしている。今回調査対象とした17県教委及び32市教委の中には、外部指導者による顧問教員不在時の単独指導及び単独引率の実施や生徒がけがをしたときの対応について規程を定めることにより、外部指導者による単独指導及び単独引率の実施につなげているものもみられた(図表3-(2)-⑦)。

図表 3-(2)-⑦ 外部指導者による単独指導及び単独引率の実施につなげている事例

内容
<p>市教委は、①少子化による生徒数の減少、各中学校における教員数及び部活動指導の専門性を有する教員数の減少、②顧問教員の負担が大きいため顧問を引き受けない教員の増加により、市内の中学校における運動部の数が減少し、また、顧問教員の確保が困難であることを理由に、廃部・休部する部活動があったため、平成27年度から、運動部活動特別外部指導者(以下「特別外部指導者」という。)を市単独事業で導入し、顧問教員が専門外で技術指導ができない、又は子育てや介護により土日・祝日に部活動指導ができない学校に配置している。特別外部指導者は、設置要綱により、顧問教員不在時に、単独での技術指導や市内で開催される練習試合への引率が可能な有償ボランティアという身分に位置付けられている。</p> <p>設置要綱では、特別外部指導者に対しては、活動報告書(活動時間、活動内容、けが等の状況など)を作成し、顧問教員に提出することが求められ、学校に対しては、特別外部指導者だけに運営、指導を全て任せることがないようにすることや知り得た秘密を漏らさないように指導することが求められている。また、市教委が作成した上記事業に関するQ&Aでは、部活動の運営及び生徒指導は、顧問教員が責任を持って行い、特別外部指導者に過度の負担をかけ、生徒及び保護者対応におけるトラブルや体罰、服務規律に反することが起きないようにすること、特別外部指導者が単独で指導した場合は、上記活動報告書の提出のほか、顧問教員と電話で連絡を取るなどして、顧問教員が練習内容や生徒の状況把握に努めることや部活動中に生徒がけがをした場合の対応を記載しており、特別外部指導者と学校が連携を図ることとされている。</p> <p>特別外部指導者を配置している同市教委管内の市立中学校では、特別外部指導者が単独指導及び単独引率を複数回実施している。当該中学校は、ソフトテニス部の顧問教員が主幹教諭で多忙であり、部活動が業務の負担となっていたため、平成27年度から、同中学校の卒業生を指導技術があること、同中学校をよく知っていること等から適切と判断し、特別外部指導者としてソフトテニス部に配置している。</p> <p>同中学校は、特別外部指導者の活用により、次の効果があったとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別外部指導者は、土日・祝日だけでなく平日も週2、3回単独指導を実施しているため、顧問教員の負担が軽減している。 ・ 平日の部活動の活動時間帯に、教員は会議の予定が入ることがあるが、顧問教員が会議に出席している間も、特別外部指導者が生徒に付きっきりで専門的な指導をしてくれるため、安全面での心配が無くなったと保護者の安心感が得られた。 ・ 特別外部指導者を活用する前は、顧問教員が会議等で一時的に練習場所から離れている間、生徒だけで練習していると、何かと争いごとが起こりやすかったが、特別外部指導者を活用してからは、そのようなことはほぼ無くなった。 ・ 生徒からは、きめ細かな指導を受けられるので、特別外部指導者がいて良かったという声を聴いている。

(注) 当省の調査結果による。

(部活動指導員の活用に当たっての課題)

部活動指導員を配置している 31 校からは、部活動指導員の身分や役割を定めた規程を設け、部活動指導員を配置していても、部活動指導員による単独引率の実施に当たっては、事故発生時の対応に課題があるなどの意見が聴かれた (図表 3-(2)-⑧)。

図表 3-(2)-⑧ 部活動指導員の活用に当たっての課題

主な意見等
<ul style="list-style-type: none">市教委は、「市立中学校部活動指導のガイドライン」(平成 30 年 3 月)において、部活動指導員は単独で技術指導及び学校外における活動の引率ができる旨規定し、設置要綱において、生徒指導や保護者対応について配置校の職員としてしっかり対応できることを部活動指導員の任用に当たっての条件の一つに定めている。 しかし、同市教委管内の市立中学校は、「平成 30 年度に配置された部活動指導員は、別の学校で吹奏楽部の顧問をしていた元教員であり、信頼できるものの、何か事故が起きたときに保護者への連絡を教員ではない部活動指導員に任せてよいのかという懸念があり、また、配置されて間がなく、保護者の信頼が十分に得られていないと校長が判断したため、顧問教員も大会等に同行した」としている。同中学校は、「今後、制度の周知等がされて理解が得られ、部活動指導員が保護者から信頼されれば、単独引率を行うことになる」としている。市教委が策定した「中学校部活動ガイドライン」(平成 30 年 3 月)では、部活動指導員は大会における引率に当たり、「技術面の指導のみではなく、生徒の行動や安全・事故防止についても指導する」とされている。 同市教委管内の市立中学校は、「当校の部活動指導員は、当校での勤務経験もあり、教員時代からよく知っている信頼できる人物なので、部活動指導員の日程が合えば積極的に単独引率をさせたい。ただし、引率時のトラブルが発生した場合を考慮すると、部活動指導員であれば誰でも単独引率を任せられるものではない」としている。市教委は、「部活動指導員が顧問となっていない場合、部活動指導員と顧問教員との協働が必要となるが、指導面での意見のすり合わせのほか、部活動の中でどの業務をどの程度、どちらが行うか、取り分け保護者や生徒との関係をどちらが中心となって対応するかといった顧問教員との役割分担に課題がある」としている。

(注) 当省の調査結果による。

イ 部活動指導員の配置・活用に係る意見

(部活動指導員の配置の効果についての意見)

部活動指導員を任用・配置している 34 教委及び 31 校からは、部活動指導員を配置したことによる効果として、次のような意見が聴かれた (図表 3-(2)-⑨)。

図表 3-(2)-⑨ 部活動指導員を配置したことによる主な効果についての意見

内容
(学校、教員側への効果) <ul style="list-style-type: none">高等学校からは、「顧問教員は、日常の部活動指導を部活動指導員に任せて、その時間は別の校務に従事することで、勤務時間が減少した」との意見が聴かれた。市教委からは、「部活動指導員は、部活動が始まる前に活動場所全体を見て回るなど安全管理に留意している。同部活動指導員は、顧問がいない場所での安全管理指導を中心に行っており、臨機応変に対応することができるため、学校としても安心できる」との意見が聴かれた。市教委からは、「市の中学校体育連盟が主催する大会において、顧問教員は、そのスタッフとしての活動もあるが、部活動指導員に生徒の引率を任せることで、大会スタッフの役割に専念できる」との意見が聴かれた。市教委からは、「本市が部活動指導員を配置した 161 校に勤務する顧問教員を対象に、部活動指導員を配置したことによる効果についてアンケートを実施したところ、「子どもの技能向上に貢献した」76%、「教員の負担軽減ができた」71%、「突発的な生徒指導の際に、ゆとりを持って指導できた」56%、「廃部を回避できた」45%、「教員の指導技術向上に寄与した」35%という回答が得られた」との意見が聴かれた。

(教委及び学校から聴取した生徒、保護者側への効果)

- ・ 県教委からは、「専門的指導が可能になり、生徒の技術力の向上につながる。また、部活動指導員がその競技特有のけがの予防策を知っているため、保護者が安心して子供を任せられる」との意見が聴かれた。
- ・ 高等学校からは、「同日に2か所で大会等がある場合、部活動指導員と顧問教員が分担して引率することで、2か所の大会等に参加可能になり、生徒に喜ばれている」との意見が聴かれた。
- ・ 中学校からは、「顧問教員が不在でも部活動ができるため、生徒の自立性が高まった」との意見が聴かれた。

(注) 当省の調査結果による。

(部活動指導員の配置に係る意見)

県教委及び部活動指導員を任用していない11市教委からは、国庫補助要件(部活動の休養日の設定に係る基準)の緩和を求める意見が聴かれた(図表3-(2)-⑩)。

図表3-(2)-⑩ 部活動指導員の配置に係る意見

内容
<ul style="list-style-type: none">・ 市教委は、「部活動は、教育的意義はもとより生徒や保護者からの期待も大きいため、学校との協議及び生徒・保護者への説明が必要であり、また、部活動指導員の配置までの移行期間もないまま、中学校全体に対して運動部活動ガイドラインにのっとった適切な休養日等の設定を行うことは困難であることから、本市においては補助を得て事業を実施することができない状況にある」としており、教員の負担軽減を図るため、事業が効果的に遂行できるよう、補助要件の緩和を要望している。・ 県教委は、「部活動には、競技の側面、すなわち強い部活動を目指す部分があるので、中学校数が多い市町村で、全ての中学校の部活動に部活動ガイドラインを遵守させるには、保護者や教員にも説明の時間が必要である。例えば、補助要件を緩和し、将来的に部活動ガイドラインを遵守するという条件で、数年間の猶予期間があれば、部活動指導員の配置を申請してくる市教委があるかもしれない。現に、一部の市教委から、補助要件の緩和を求める要望がある」としている。・ 国庫補助の開始に当たり、国庫補助の要件が示される前に、県教委が、配置希望数がどの程度あるか各市教委に確認したところ、13市町村から61人分の希望があり、予算をそれに応じて確保した。その後、国庫補助の要件が示され、国庫補助の申請を開始したが、申請があったのは6市町村からの21人分であった。申請のあった6市町村、21人分の配置に対する補助は決定したものの、平成30年10月15日現在、部活動指導員を配置しているのは、21人中11人となっている。県教委は、「配置予定であったが配置していない部活動指導員10人のうち、ある市教委に配置予定の5人については、当該市教委から、配置予定のない他校から運動部活動ガイドラインの遵守について理解を得るのが難しいため取り下げるとの連絡を受けた」としている。<p>この点につき県教委は、「運動部活動ガイドラインで掲げられた休養日の日数が、本県が運動部活動ガイドラインに先駆けて策定した、学校の業務改善に係る方針で示した日数よりも多いことが一因ではないか。運動部活動ガイドラインを遵守する対象が、全ての中学校ではなく部活動指導員を配置する中学校に限定されていれば、本県においては部活動指導員の配置が進んだ可能性がある」としている。</p>なお、県教委は、休養日の設定基準を国と同一に改めることにより、令和元年度以降は、国庫補助の活用が進むと見込んでいる。

(注) 当省の調査結果による。